

議案第 67 号

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険診療所条例（平成 16 年伊賀市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 伊賀市国民健康保険阿波診療所
- (2) 位置 伊賀市猿野 1339 番地 1

第 3 条の表を次のように改める。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前 9 時から 正午まで	午前 9 時から 正午まで	午前 9 時から 正午まで	午前 9 時から 正午まで	午前 9 時から 正午まで
午後 2 時から 午後 5 時まで	午後 2 時から 午後 5 時まで	午後 2 時から 午後 5 時まで		午後 2 時から 午後 5 時まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。